

使用開始日 2025.12.1

投資信託説明書(交付目論見書)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【愛称】円満日和2025-12

しんきん円建て債券ファンド 2025-12(限定追加型)

追加型投信／内外／債券

当ファンドは、特化型運用を行います。



Shinkin Asset
Management Co.,Ltd.

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社: ファンドの運用の指図を行います。

 **しんきんアセットマネジメント投信株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第338号

受託会社: ファンドの財産の保管および管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

■当ファンドに関するお問い合わせ

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

コールセンター (受付時間) 営業日の9:00~17:00

 **0120-781812**

携帯電話からは 03-5524-8181

ホームページ

<https://www.skam.co.jp>

商品分類			属性区分		
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域
追加型投信	内外	債券	債券 一般	年1回	グローバル (日本を含む)

上記の表は、当ファンドに該当する部分のみを記載しています。商品分類や属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp>) でご覧いただけます。

この目論見書により行う「しんきん円建て債券ファンド 2025-12 (限定追加型)」(愛称: 円満日和 2025-12) の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年11月30日に生じています。

当ファンドの商品内容に関して、重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認する手続きを行います。

当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

請求目論見書(金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご記録くださるようお願ひいたします。

委託会社の情報

委託会社名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
設立年月日	1990年12月14日
資本金	2億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	10,850億円(2025年8月末現在)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

1 | ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「しんきん円建て債券ファンド 2025-12 (限定追加型)」(以下、「当ファンド」といいます。)は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 劣後債を含む国内外の企業が発行する円建ての債券に投資を行います。

- ◆円建てのソブリン債（国債、国際機関債、政府関係機関ならびに地方自治体が発行する債券）へも投資を行います。
- ◆円建ての債券のみに投資するため、為替変動リスクはありません。

特色2 投資する債券の格付けは、取得時において投資適格以上とします。

- ◆取得時においてBBB格相当以上（BBB-も含みます。）の格付けを取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると判断される債券を投資対象とします。

特色3 信託期間は2031年4月25日までの5年4か月です。

- ◆主として、当ファンドの信託期間終了前に満期償還や繰上償還が見込まれる債券に投資します。債券を満期日または繰上償還日まで保有することで、金利変動リスクを低減し、安定した利子の獲得を目指します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

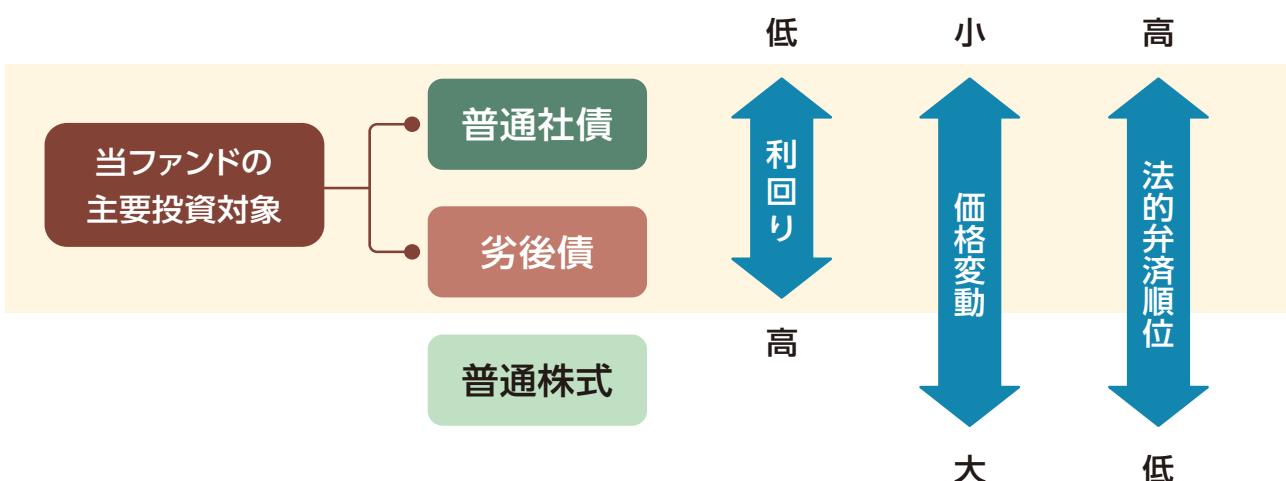
■ (ご参考) 劣後債と繰上償還

- 劣後債とは、発行体が法的整理や破綻処理等に至った際、普通社債より債務弁済の順位が劣る債券のことをいいます。このような特徴から、普通社債と比べて、発行体の業績や経済状況等の変化による価格変動が大きい傾向があります。一方で、一般的には同じ発行体が発行する普通社債と比べて利回りは相対的に高い傾向があります。
- 劣後債は償還期間が長いもしくは償還期限がないことから、あらかじめ複数の時点で繰上償還ができる条項が付与されていることが一般的であり、初回の繰上償還可能日に償還することが慣例となっています。

※劣後債への投資に伴う固有のリスクは後述「投資リスク」をご確認ください。

※上記は有価証券届出書提出日現在の状況を説明したものです。

劣後債の特徴のイメージ



※法的弁済順位とは、発行体が破綻処理等に至った場合、債権者に対し残余財産を弁済する順位です。

※上記の図は劣後債の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまらない場合があります。

当ファンドは特化型の運用を行います。一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を規則に定めており、特化型ファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

当ファンドが主要投資対象とする劣後債を含む債券には、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たりの時価総額が占める割合)が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ 運用プロセス

①投資対象ユニバースの作成

国内外の企業が発行する円建ての債券(劣後債等を含みます。)、円建てのソブリン債(国債、国際機関債、政府関係機関ならびに地方自治体が発行する債券)を主要投資対象とします。

そのうち、取得時においてBBB格相当以上(BBB-も含みます。)の格付けを有している、もしくは同等の信用力を有すると判断されるもので、当ファンドの信託期間終了前に満期償還や繰上償還が見込まれる債券を選定します。



②ポートフォリオ構築

運用にあたっては、債券の発行体の信用力、バリュエーション、流動性等に基づき投資銘柄を選定しながら、分散投資によりリスクの低減を図ります。

市場環境や流動性、ブローカーの在庫状況等を勘案し、売買コストの抑制に留意します。



③モニタリング・リスク管理

運用部門から独立したリスク管理部門において、日次でポートフォリオをモニタリングします。

※市況動向等によっては設定当初のポートフォリオ構築の完了までに一定期間を要する場合があります。

※当初設定時および償還準備に入った場合には、組入資産の流動性等を考慮して、円建てのソブリン債への組入比率を高めることができます。

※信用リスク、利回り向上等の観点から、満期日前または繰上償還日前に保有債券を売却する場合があります。

※保有債券が信託期間中に満期償還もしくは繰上償還される場合、または保有債券を償還日前に売却する場合には、信託期間終了前に満期償還や繰上償還が見込まれる別の債券に投資することができます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

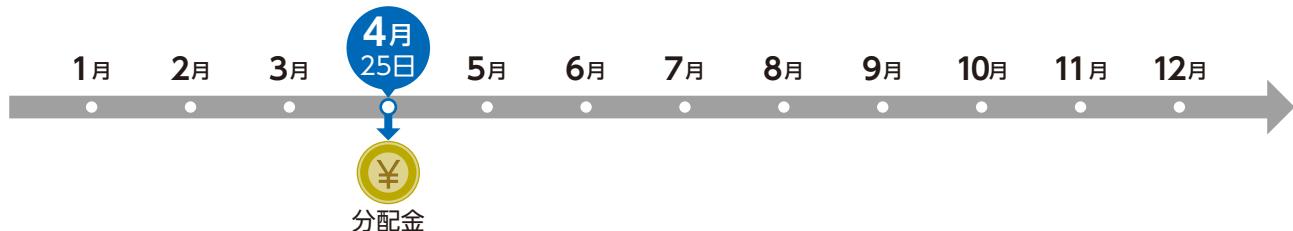
■ 収益分配について

年1回の決算時（4月25日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※自動けいぞく投資を選択されている場合、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



■ 金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると
債券の価格は値上がりします。



一般的に金利が上昇すると
債券の価格は値下がりします。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

2 | 投資リスク

「しんきん円建て債券ファンド 2025-12 (限定追加型)」(愛称:円満日和 2025-12)は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**

● 基準価額の変動要因

金利リスク・ 価格変動リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、劣後債は、一般的に普通社債と比較して低い信用格付けが付与されているため、価格変動の度合いがさらに大きくなる可能性があります。当ファンドは劣後債に投資を行いますので、これらの影響を受けます。

集中投資の リスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。また、集中投資を行った銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。また、劣後債は、一般的に普通社債と比較して市場規模が小さく取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

劣後債への 投資に伴う 固有のリスク

劣後債への投資には、次のような固有のリスクがあり、普通社債への投資と比較して、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

①劣後リスク (法的弁済順位が劣後するリスク)

一般的に劣後債の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻した場合等には、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、劣後債は一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付会社により付与されていますが、その格付けがさらに引き下げられる場合には、劣後債の価格が大きく下落する場合があります。

②繰上償還延期リスク

一般的に劣後債には、繰上償還 (コール) 条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている債券は、市場環境等によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、または繰上償還されないと見込まれる場合には、当該債券の価格が大きく下落することがあります。

③利払い繰延リスク

劣後債には、利息の支払繰延条項を有する債券があります。当該債券においては、発行体の財務状況や収益動向等によって、利息の支払いが繰り延べまたは停止される場合があります。

カントリー
リスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあります。基準価額が下落する要因となります。

特に、新興国に投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性が低く、市場動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

● その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 投資した債券が満期償還される場合、繰上償還される場合、または償還日前に売却される場合には、別の債券に投資することがあり、金利低下局面等においては、再投資した債券の利回りが当初投資した債券の利回りより低くなる可能性があります。
- 当初申込期間中において、市況動向あるいは資金動向等によっては、購入の申込受付を中止することおよびすでに受け付けた購入の申込受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。

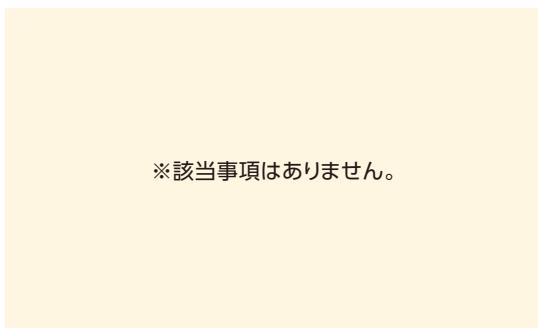
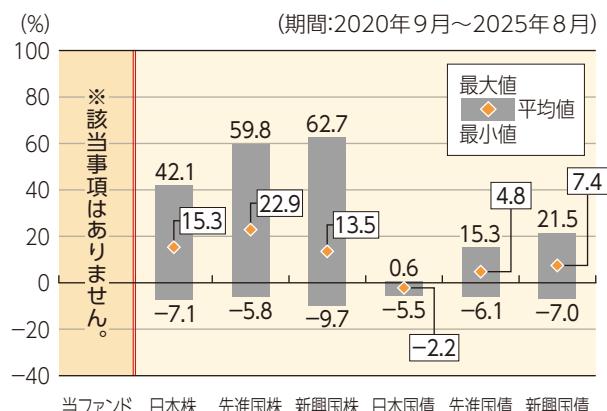
● リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

○参考情報

当ファンドの年間騰落率および
基準価額(分配金再投資後)の推移当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※上記の右グラフは、代表的な資産クラスについて、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

資産クラス	指標名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指標です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指標は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関する資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

3 | 運用実績

当ファンドは、2025年12月26日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、保有している資産はありません。

● 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

● 分配の推移

該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

該当事項はありません。

● 年間收益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドにベンチマークはありません。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせする予定です。

4 | 手続・手数料等

○お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	<当初申込期間> 1口当たり1円 <継続申込期間> 購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	毎営業日の午後3時 (この時刻までに販売会社所定の事務手続きが完了していることが必要です。)
購入の申込期間	<当初申込期間> 2025年12月1日から2025年12月25日まで <継続申込期間> 2025年12月26日から2026年1月16日まで ※2026年1月17日以降、購入の申込受付は行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金の申込受付を取り消すことがあります。 ※当初申込期間中において、市況動向あるいは資金動向等によっては、購入の申込受付を中止することおよびすでに受け付けた購入の申込受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。
信託期間	2031年4月25日まで(当初設定日:2025年12月26日)
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、この信託を償還することが投資者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託を償還することができます。
決算日	毎年4月25日(休業日の場合、翌営業日)です。 初回決算日は2026年4月27日です。
収益分配	年1回の決算日に、収益分配方針に従って収益分配を行います。 収益分配金の再投資またはお受け取りについては、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	<当初申込期間> 500億円とします。 <継続申込期間> 500億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、決算日および償還日を基準に作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。 ※税法の改正によって変更される場合があります。

○ ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に応じて、購入価額に 1.1% (税抜 1.0%) を上限 に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して 0.3% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、 年率 0.6875% (税抜 0.625%)													
	1 万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365)													
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。													
	※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の 6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th colspan="2">配分 (税抜) および役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>純資産総額に対して、年率 0.25%</td><td>ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>純資産総額に対して、年率 0.35%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>純資産総額に対して、年率 0.025%</td><td>運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table>			支払先	配分 (税抜) および役務の内容		委託会社	純資産総額に対して、年率 0.25%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価	販売会社	純資産総額に対して、年率 0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価	受託会社	純資産総額に対して、年率 0.025%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	配分 (税抜) および役務の内容													
委託会社	純資産総額に対して、年率 0.25%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価												
販売会社	純資産総額に対して、年率 0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価												
受託会社	純資産総額に対して、年率 0.025%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価												
その他費用・手数料	<p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等および外国での資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。</p> <p>※「その他費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。</p>													

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ファンド監査の費用は、委託会社が受け取る信託報酬より支払われます。

● ファンドの費用・税金

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・配当所得として課税* ・普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡所得として課税* ・換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

* 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、2025年8月末現在の情報をもとに記載しています。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在、運用報告書が存在しないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

MEMO



しんきんアセットマネジメント投信株式会社